

県契約における適正な労働条件の確保に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県契約において、当該県契約に基づく業務に関わる労働者の適正な労働条件を確保し、もって労働者の生活の安定を図り、公共工事及び公共サービスの質の向上に資するために、県が講ずべき措置について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県契約 県が締結する工事又は製造その他についての請負契約、物件の買入れの契約その他の契約（労働者を使用しない業務の契約を除く。）をいう。
- (2) 最低賃金額 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額）をいう。
- (3) 契約担当者 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第2条第8号に規定する契約担当者をいう。
- (4) 下請負者 下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、県契約の相手方その他の県以外の者との間で、県契約に基づく業務に関わるために契約を締結した者をいう。
- (5) 受注関係者 次のいずれかに掲げる者をいう。
 - ア 下請負者
 - イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、自己の雇用する労働者を県契約の相手方又は下請負者のために県契約に基づく業務に関わらせる者
- (6) 特定労働者 次のいずれかに掲げる者をいう。
 - ア 県契約の相手方又は下請負者（同居の親族のみを使用する者を除く。）に雇用され、県契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（家事使用人を除く。）
 - イ 労働者派遣法の規定により、県契約の相手方又は下請負者のために県契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。）
- (7) 労働関係法令 次に掲げる法律及びこれらに基づく命令をいう。
 - ア 労働基準法
 - イ 労働組合法（昭和24年法律第174号）
 - ウ 最低賃金法
 - エ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
 - オ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
 - カ 労働者派遣法

キ 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）

ク 労働契約法（平成19年法律第128号）

ケ 健康保険法（大正11年法律第70号）

コ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）

サ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）

シ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

（県の責務）

第3条 県は、県契約の相手方に対し、労働関係法令を遵守させるための措置を講ずることにより、特定労働者に対する最低賃金額以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件の確保を図るものとする。

（県契約の相手方等の責務）

第4条 県契約の相手方及び受注関係者は、労働関係法令を遵守すること等により、特定労働者に対する最低賃金額以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

2 県契約の相手方及び受注関係者は、県契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとする場合においては、その行わせ、又は関わらせる者は、労働関係法令を遵守する旨を誓約した者でなければならない。

3 県契約の相手方は、前項の受注関係者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

（契約書の記載事項）

第5条 契約担当者は、財務規則第98条第1項第12号に規定する必要な事項として、次に掲げる事項をその作成する県契約に係る契約書に記載するものとする。ただし、県契約に基づく業務の一部を県契約の相手方以外の者に行わせることを禁止する場合にあっては、第4号及び第6号に掲げる事項を、県契約の契約金額が200万円以下である場合にあっては、第9号に掲げる事項を当該契約書に記載することを要しない。

(1) 県契約の相手方は、労働関係法令を遵守すること。

(2) 県契約の相手方は、特定労働者の適正な労働条件を確保するための必要な措置を講ずること。

(3) 県契約の相手方が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金の支払を行っていない旨の申出があった場合における県契約の相手方に対する次の事項

ア 第8条第1項の規定による労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めること。

イ 第9条第1項の規定による最低賃金額以上の賃金の支払の実施及びその報告を求めること。

ウ 当該申出をしたことを理由とする解雇その他の特定労働者に対する不利益な取扱いをしないこと。

(4) 受注関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金の支払を行っていない旨の申出があった場合における県契約の相手方に対する次の事項

- ア 前号アに掲げる事項
 - イ 第9条第2項の規定による最低賃金額以上の賃金の支払の実施を受注関係者に対して指導し、及びその報告を求めること。
 - ウ 受注関係者に対し、当該申出をしたことを理由とする解雇その他の特定労働者に対する不利益な取扱いをしないことを求めること。
- (5) 県契約の相手方が労働基準監督署又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合における県契約の相手方に対する次の事項
- ア 当該行政指導に対する方針について県への報告を求めること。
 - イ 当該違反を是正するための措置について県への報告を求めること。
- (6) 受注関係者が労働基準監督署又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合における次の事項
- ア 県契約の相手方が、当該行政指導に対する方針について県へ報告するため、受注関係者に対して報告を求めること。
 - イ 県契約の相手方が、当該違反を是正するための措置について県へ報告するため、受注関係者に対して報告を求めること。
- (7) 前各号の規定により県が得た情報を労働基準監督署へ提供すること。
- (8) 第10条各号のいずれかに該当し、契約を解除する場合における次の事項
- ア 県契約の相手方又は受注関係者に生じた損害に対して、県は賠償の責任を負わないこと。
 - イ 県契約の相手方に対して、違約金を請求すること。
- (9) 第4条第2項に規定する場合において、県契約の相手方に対して、全ての受注関係者から次条第1項本文の誓約書を徴取し、及びその写しの提出を求めること。
- (誓約書)

第6条 契約担当者は、県契約に基づく業務に関わる労働者の適正な労働条件の確保を確実なものとするため、県契約を締結する時までに県契約の相手方から労働関係法令を遵守する旨等を記載した別に定める誓約書を徴取するものとする。ただし、契約金額が200万円以下の県契約を締結する場合はこの限りでない。

2 県契約の相手方は、第4条第2項に規定する場合においては、全ての受注関係者から前項本文の誓約書を徴取し、その写しを契約担当者に提出するものとする。ただし、契約金額（県契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするために複数の契約を同一の当事者間で締結する場合には、その合計金額）が200万円以下の契約を締結する場合は、この限りでない。

3 前2項の規定による誓約書の徴取は、県契約に係る一般競争入札、指名競争入札又はせり売りに参加しようとする者（随意契約の方法により県契約を締結しようとする場合にあっては、当該県契約を締結しようとする者）に対して、入札公告、入札通知書等により知らせるものとする。

(労働関係法令違反の申出の記録等)

第7条 契約担当者は、県契約の相手方又は受注関係者が労働関係法令を遵守していない旨の申出があった場合においては、その内容を記録するとともに、当該申出をした者に対して関係行政機関への通報を促すものとする。

(労働基準監督署への通報等)

第8条 契約担当者は、前条の申出が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金の支払が行われていない旨のものであるときは、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

2 前項の場合において、契約担当者は、県契約の相手方に対する指導その他の特定労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置について労働基準監督署に意見を聴くものとする。

(最低賃金額以上の賃金の支払の求め)

第9条 契約担当者は、労働基準監督署から県契約の相手方に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、県契約の相手方に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと及び当該支払の状況を報告することを求めるものとする。

2 契約担当者は、労働基準監督署から受注関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、県契約の相手方に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を当該受注関係者に行うこと及び当該支払の状況を報告することを求めるものとする。

(県契約の解除)

第10条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当するときは、県契約を解除することができるものとする。

(1) 県契約の相手方が、県に対し、この要綱に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき(県契約の相手方が受注関係者に対してこの要綱に基づき必要な措置を講じたにもかかわらず、受注関係者が県契約の相手方に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。)

(2) 特定労働者に対する賃金の支払について、県契約の相手方又は受注関係者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして検察官に送致されたとき。

(県契約の相手方への要求)

第11条 契約担当者は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、県契約の相手方に対して当該受注関係者と締結している契約を解除するよう求めるものとする。

(1) 県契約の相手方に対し、この要綱に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして検察官に送致されたとき。

(関係行政機関との連携)

第12条 この要綱に定めるもののほか、契約担当者は、特定労働者の適正な労働条件の

確保のために必要な措置を講ずるに当たっては、労働基準監督署その他の関係行政機関との連携を緊密に図るものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

(施行期日)

3 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。